

広島県告示第 555 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 20 年 6 月 5 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 20 年 5 月 27 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市

(2) 代表者の氏名

広島県知事 藤 田 雄 山

三原市長 五 藤 康 之

3 埋立区域

(1) 位置

(第 4-1 工区)

三原市幸崎町能地字大東 3266 番 2 の地先公有水面

(第 4-2-1 工区)

三原市幸崎町能地字大東甲 3360 番 4 に接する無番地から同字庚 3266 番 5 を経て同
字庚 3266 番 10 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

(第 4-1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区
域

①の地点 広島県尾道市瀬戸田町大字高根字林谷 524 番地の国土地理院二等三角
点「高根島」(北緯 34 度 18 分 36 秒 4639, 東経 133 度 04 分 13 秒 6995,
標高 310.20m)

から 312 度 37 分 14 秒 4,177.10m の地点

②の地点 ①の地点から 161 度 52 分 47 秒 52.86m の地点

③の地点 ②の地点から 232 度 30 分 04 秒 4.15m の地点

⑥の地点 ③の地点から 341 度 58 分 22 秒 3.77m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 341 度 52 分 22 秒 48.29m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 55 度 59 分 57 秒 3.27m の地点

(第 4-2-1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域。

⑥の地点	広島県尾道市瀬戸田町大字高根字林谷 524 番地の国土地理院二等三角点「高根島」(北緯 34 度 18 分 36 秒 4639, 東経 133 度 04 分 13 秒 6995, 標高 310.20m)
	から 312 度 13 分 53 秒 4, 135.08m の地点
③の地点	⑥の地点から 161 度 58 分 22 秒 3.77m の地点
④の地点	③の地点から 232 度 28 分 06 秒 78.83m の地点
⑤の地点	④の地点から 322 度 30 分 54 秒 3.55m の地点

(3) 面積

(第 4-1 工区)

203.81 平方メートル

(第 4-2-1 工区)

282.83 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 9 年 9 月 22 日 広島県告示第 984 号

(平成 9 年 9 月 16 日付け指令港第 56 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

三原市